

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則をここに公布する。

平成27年 3 月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第42号

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申出)

第2条 条例第3条第1項の申出書の様式は、第1号様式とする。

(寄附者の要件等)

第3条 条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者は、次に掲げる寄附者以外の寄附者とする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者
- (2) 前号に掲げる者と生計を一にする者

2 実績判定期間内の日を含む各事業年度において個人である寄附者と生計を

一にする他の寄附者がいる場合には、条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者の数は、当該寄附者と当該他の寄附者を一人とみなした数とする。

3 条例第4条第1項第3号アの規則で定める数は、50とする。

4 条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附金は、寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所が明らかな寄附金とする。

5 条例第4条第1項第3号アの規則で定める額は、15万円とする。

6 条例第4条第1項第3号イの規則で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) 実費相当額以上の額の金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けて当該事業に従事した者

(2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者

(3) 前号に掲げる者と生計を一にする者

(4) 氏名又は住所が明らかでない者

7 条例第4条第1項第3号イに規定する延べ人数に係る規則で定める数は、50とする。

8 条例第4条第1項第3号イに規定する時間数に係る規則で定める数は、300とする。

9 条例第4条第1項第3号イに掲げる基準に適合するか否かを判定する場合には、実績判定期間内の日を含む各事業年度における無償でその特定非営利活動に係る事業に従事した者のうち第6項各号に掲げる者以外のものの人数の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が、20以上でなければならない。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第4条 条例第4条第1項第3号ア及びイの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合）

第5条 条例第4条第1項第4号の規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とす

る。

(会員に類する者)

第6条 条例第4条第1項第4号アに規定する会員に類するものとして規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するもの

(2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者

(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)

第7条 条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第8条 条例第4条第1項第4号アの規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等であって、特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号。以下「府令」という。）第13条第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 府令第13条第3号に掲げるもの

(その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第9条 条例第4条第1項第4号イの規則で定める活動は、前条第2号に掲げるものとする。

(役員等との特殊の関係のある者)

第10条 条例第4条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) その役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族（次号において「役員等」という。）の使用人である者
- (3) 前号に掲げる者以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) 前3号に掲げる者の配偶者又は3親等以内の親族で前3号に掲げる者と生計を一にしているもの
(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第11条 条例第4条第1項第5号イの規則で定める基準は、府令第23条各号に掲げる基準とする。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第12条 条例第4条第1項第5号ウの規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第13条 指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第2項第3号中「終了した事業年度の末日」とあるのは「終了した事業年度の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この号において同じ。）」と、「終了した各事業年度」とあるのは「終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第1項第7号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号

に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第4条第1項第9号（同項第1号、第2号及び第6号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(3) 条例第4条第1項第9号（同項第6号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

- 3 前2項の規定は、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（公表すべき事項）

第14条 条例第7条第2項第5号の規則で定める事項は、当該指定に係る指定特定非営利活動法人に対する寄附金が個人の市民税の税額控除の対象となる期間とする。

（更新申出期間等）

第15条 条例第8条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の有効期間の満了の日の7月前の日の属する月の初日から5月前の日の属する月の末日まで

の期間とする。

- 2 条例第8条第4項において準用する条例第3条第1項の申出書の様式は、第2号様式とする。
- 3 第3条第1項から第5項までの規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者、寄附者の数、数、寄附金及び額について、第3条第6項の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号イの規則で定める者について、第3条第7項及び第8項の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号イに規定する延べ人数に係る規則で定める数及び時間数に係る規則で定める数について、第3条第9項の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号イに掲げる基準に適合するか否かを判定する場合について、第4条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第3号ア及びイの月数の計算方法について、第5条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号の規則で定める割合について、第6条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号アに規定する会員に類するものとして規則で定める者について、第7条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものについて、第8条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号アの規則で定める活動について、第9条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第4号イの規則で定める活動について、第10条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係のある者について、第11条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める基準について、第12条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第4条第1項第5号ウの規則で定める割合について、第13条（第2項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定は条例第8条第4項において準用する条例第5条に規定する規則で定める事項について、前条の規定は条例第8条第4項において準用する条例第7条第2項第5号の規則で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第13条第1項中「と、条例第4条第

1 項第 7 号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とする」と、同条第 2 項中「条例第 4 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号ウ及びエ並びに第 9 号」とあるのは「条例第 8 条第 4 項において準用する条例第 4 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号ウ及びエ並びに第 9 号（同項第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。））」と、同条第 3 項中「前項の」とあるのは「条例第 8 条第 4 項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（合併についての確認の申請）

第16条 条例第10条第 2 項の確認の申請は、第 3 号様式による申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書には、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号。以下「法」という。）第34条第 4 項の申請書の写しを添付しなければならない。

（合併についての確認に関する技術的読替え等）

第17条 条例第10条第 3 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条第 1 項	指定を	第10条第 1 項の確認を
	申出書	申請書
第 3 条第 1 項第 1 号	特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所（市内の事務所に限る。第 11条第 1 項第 4 号において同じ。）（以下「主たる事務所等」と総称する。）の所在地、電話番号並びに設立の年月日	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

第3条第1項第2号	特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要	合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
第3条第2項	申出書	申請書
	申出を	申請を
第3条第2項第1号	次条第1項各号	次条第1項各号（第7号を除く。）
第3条第2項第3号	指定を受けようとする特定非営利活動法人の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この号において同じ。）の各事業年度のうち
	5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年）	2年
	終了した各事業年度	終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度
第4条第1項	前条第1項の申出書を提出した	第10条第2項の確認の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した

	指定のために必要な手続を行う	同条第1項の確認をする
第4条第1項第4号ア	当該申出に係る	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した
第4条第2項	前項の手続	第10条第1項の確認
第6条第1項	、指定	、確認
第7条第1項	指定があったとき	第10条第1項の確認をしたとき
	指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったとき	同項の確認をしないことを決定したとき
	申出書	申請書
第7条第2項	指定があったとき	第10条第1項の確認をしたとき
	当該指定に係る指定特定非営利活動法人	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人
第12条第1項	指定を	第10条第1項の確認を
	指定の	第10条第1項の確認の

2 条例第10条第3項の規定により条例第3条第2項第3号の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号、第4号、第5号ウ及びエ並びに第9号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号、第4号、

- 第5号ウ及びエ並びに第9号（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第9号（同項第1号、第2号及び第6号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第9号（同項第6号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。
- 3 第3条第1項から第5項までの規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号アの規則で定める寄附者、寄附者の数、数、寄附金及び額について、第3条第6項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号イの規則で定める者について、第3条第7項及び第8項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号イに規定する延べ人数に係る規則で定める数及び時間数に係る規則で定める数について、第3条第9項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号イに掲げる基準に適合するか否かを判定する場合について、第4条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第3号ア及びイの月数の計算方法について、第5条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号の規則で定める割合について、第6条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号アに規定する会員に類するものとして規則で定める者について、第7条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものについて、第8条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号アの規則で定める活動について、第9条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第4号イの規則で定める活動につ

いて、第10条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係のある者について、第11条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第5号イの規則で定める基準について、第12条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第4条第1項第5号ウの規則で定める割合について、第14条の規定は条例第10条第3項において準用する条例第7条第2項第5号の規則で定める事項について、第19条第1項の規定は条例第10条第3項において準用する条例第12条第1項の規則で定める書類について、それぞれ準用する。

(変更の届出)

第18条 条例第11条第1項の規定による届出は、第4号様式による届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合（定款の変更に係る登記をした場合に限る。） 変更後の定款及び定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

(2) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合（前号に掲げる場合を除く。） 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、同条第5項において準用する法第12条第3項の書面の写し）及び変更後の定款

(3) 条例第11条第1項第2号に掲げる事項に変更があった場合 変更後の役員名簿及び条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類

(4) 条例第11条第1項第3号又は第4号に掲げる事項に変更があった場合 当該事項の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

(5) 条例第11条第1項第5号に掲げる事項に変更があった場合 変更後の現に行っている事業の概要を説明する書類

(書類の備置き等及び閲覧)

第19条 条例第12条第1項の規則で定める書類は、前条第2項第5号に掲げる書類とする。

- 2 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (2) 府令第32条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項
- 3 条例第12条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。
- 4 条例第12条第3項の書類の様式は、第5号様式とする。
- 5 条例第12条第4項の書類の様式は、第6号様式とする。
（事業報告書等の提出）

第20条 条例第13条第1項の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

- 2 条例第13条第1項の規定による条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出は、第7号様式による提出書により行わなければならない。
- 3 条例第13条第1項の地域の課題の解決に資する事業の報告書の様式は、第8号様式とする。
- 4 条例第13条第2項の規定による提出は、条例第12条第3項の書類にあっては助成金の支給を行った後遅滞なく、同条第4項の書類にあっては海外への送金又は金銭の持出しを行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）行わなければならない。
（閲覧又は謄写の場所）

第21条 条例第14条の規定による閲覧又は謄写は、名古屋市市民活動推進センターにおいて行うものとする。

（解散の届出）

第22条 条例第15条の規定による届出は、第9号様式による届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(身分証明書)

第23条 条例第16条第6項の証明書の様式は、第10号様式とする。

(副本の添付)

第24条 条例及びこの規則の定めるところにより市長に提出する書類で次に掲げるものは、当該書類の副本を添付しなければならない。

(1) 条例第3条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる書類

(2) 事業報告書等

(3) 条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類並びに同条第3項及び第4項の書類

(4) 第18条第2項第1号及び第2号に掲げる変更後の定款並びに同項第3号に掲げる変更後の役員名簿

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒	
		電話 ()	—
		FAX ()	—
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	印	
	所轄庁	<input type="checkbox"/> 名古屋市長 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	設立年月日	年 月 日	本申出において適用する 条例第4条第1項第3号に 掲げる基準
	事業年度	月 日から 月 日まで	
過去の指定の有無 (過去の指定の有効期間)	有・無 (年 月 日から 年 月 日まで)		
指定取消の有無 (取消日)	有・無 (年 月 日)		
過去の認定・仮認定の有無 (過去の認定・仮認定の有効期間) (過去に認定・仮認定した所轄庁)	有 (<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定) ・無 (年 月 日から 年 月 日まで) ()	<input type="checkbox"/> 寄附者・寄附金 <input type="checkbox"/> 従事者・時間数	
認定・仮認定の取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有 (<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定) ・無 (年 月 日) ()		
名古屋市長指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第2条第1号の指定を受けたいので申し出ます。			
(現に行っている事業の概要)			
市内の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒			
電話 ()			
FAX ()			
〒			
電話 ()			
FAX ()			

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式（第16条第1項関係）

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する
 条例第10条第1項の合併の確認を受けるための申請書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話 ()	—
	法人名	FAX ()	—
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		印
	指定年月日	年 月 日	本申請において適用する 条例第4条第1項第3号に 掲げる基準 <input type="checkbox"/> 寄附者・寄附金 <input type="checkbox"/> 従事者・時間数
	指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	事業年度	月 日から 月 日まで	
名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第10条第1項の合併の確認を受けたいので申請します。			
法人名	主たる事務所の所在地	市内の事務所の所在地	指定の有無
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	電話 () — FAX () —	有・無
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	電話 () — FAX () —	有・無
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	電話 () — FAX () —	有・無

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4号様式（第18条第1項関係）

指定特定非営利活動法人の変更届出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

次のとおり変更がありましたので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

変更年月日	変更事項	変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第5号様式（第19条第4項関係）

指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () — FAX () —
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

助成金の支給を行ったので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第2項の規定により、助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第6号様式（第19条第5項関係）

指定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () — FAX () —
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
海外へ200万円を超える送金金銭の持出しを行うことになったので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第2項の規定により、以下のとおり提出します。		
金額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
(事前に提出できなかった場合の理由)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第7号様式（第20条第2項関係）

指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の 所在地	〒	
	(フリガナ)	電話 ()	—
	法人名	FAX ()	—
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		印
	指定の有効期間	事業年度	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 (条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 条例第4条第1項第1号、第2号、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号（法第45条第1項第3号ロ及び同項第6号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			
④ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

注 「チェック欄」には、提出する書類の項目に○をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 8 号様式 (第20条第 3 項関係)

地域の課題の解決に資する事業の報告書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の	〒	
	所在地	電話 ()	—
	(フリガナ)	FAX ()	—
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	印	
	指定の有効期間	事業年度	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業の内容 (日時、場所及び課題への対応が分かるように記入してください。)	
--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第9号様式（第22条第1項関係）

指定特定非営利活動法人の解散届出書

年 月 日 (宛先) 名古屋市長	主たる事務所の所在地	〒 電話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	清算人の氏名	印
	清算人の住所又は居所	〒 電話 () — FAX () —

下記のとおり指定特定非営利活動法人が解散したので、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

解散年月日	
解散の理由	
残余財産の処分方法	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第10号様式（第23条関係）

（表）

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第 号）第16条第1項の規定により検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

（2年間有効）

名古屋市長

印

（裏）

名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（抜すい）

（報告及び検査）

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 }
3 } (略)
5 }

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 (略)

備考 用紙の大きさは、縦6.4センチメートル、横9.1センチメートルとする。